

海外渡航に関する 危機管理ハンドブック

令和8年8月

県立広島大学国際交流センター

目次

第 1	はじめに	3
1	海外渡航に関する危機管理ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）について	3
2	危機管理に関する基本的な考え方	3
3	安全のための三原則（外務省「ゴルゴ 1 3 の海外安全対策マニュアル」参照）	3
第 2	渡航前の準備	4
1	情報収集	4
2	海外渡航・中止（延期）・帰国の判断基準	4
3	渡航前に確認・準備すること	5
第 3	渡航中に留意すること	8
1	現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重すること	8
2	危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えること	8
3	多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと	8
4	スマートフォンや個人情報の管理を徹底すること	8
5	見知らぬ人を安易に信用しないこと	9
6	犯罪被害に遭ったら：命が一番大事	9
7	写真や動画撮影が禁止されているかどうか確認すること	9
8	SNS 等での情報発信は慎重に行うこと	9
第 4	危機発生時の対応	9
1	事例別対応	10
2	危機発生時・緊急帰国時の行動ガイドライン	11
第 5	緊急連絡先	12
1	大学が指定する緊急連絡先	12
2	渡航者ごとに確認・記入する緊急連絡先	12
第 6	チェックリスト	13

第1 はじめに

1 海外渡航に関する危機管理ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）について

県立広島大学では、留学や短期研修プログラムをはじめ、海外で実施される研修や国際学会への参加など、数日間の短期渡航から長期滞在まで、様々な海外渡航の機会があります。その他、個人的に海外旅行に行く機会もあります。

このハンドブックは、海外に渡航する学生が海外で安全に行動し、安心して渡航生活を送り、無事に帰国できるよう、危機管理の観点から知っておくべき事項や緊急時の対応について特に重要な点をまとめたものです。海外へ出発する前に必ず熟読し、渡航中にも必要に応じて見返せるよう活用してください。

2 危機管理に関する基本的な考え方

海外に渡航するにあたり、学生自身が「自分の身は自分で守る」、「予防が最良の危機管理である」という心構えが必要です。

日本は世界の中でも治安のよい国の1つです。日本にいるときと同じ感覚で行動すると、思わぬ事件や事故、トラブルに巻き込まれることがあります。

渡航前に現地の治安状況等を確認し、日本にいるときとは意識を切り替えて行動しましょう。

万が一トラブルが発生した場合は、一人で抱え込まず、現地の警察や医療機関、在外公館（日本国大使館または総領事館）、大学、家族などへ速やかに相談・連絡してください。落ち着いて行動することが、自分自身の安全につながります。

3 安全のための三原則（外務省「ゴルゴ13の海外安全対策マニュアル」参照）

- （1）目立たない（大声での会話や必要以上に華美な服装や宝飾品の装着は避ける）
- （2）行動を予知されない（行動パターンの固定化は避ける）
- （3）用心を怠らない（慣れた後も現地での情報収集は怠らない）

第2 渡航前の準備

1 情報収集

渡航先国・地域の安全情報について、様々な団体が情報を提供しています。こうしたサイトを活用し、事前に渡航先について情報収集してください。滞在中であっても、常に「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、最新の情報を得るようにしてください。

サイト名	URL
外務省海外安全ホームページ	https://www.anzen.mofa.go.jp/
外務省在外公館リスト	https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html
外務省世界の医療事情	https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html
海外邦人安全協会（海外安全マニュアル等）	https://www.josa.or.jp/index.html
厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/index.html
厚生労働省検疫所所在地一覧	https://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html
海外渡航者のための感染症情報（FORTH）	https://www.forth.go.jp/index.html
国立健康危機管理研究機構	https://www.jihs.go.jp/
国立健康危機管理研究機構感染症情報提供サイト	https://id-info.jihs.go.jp/index.html
世界保健機構（国連）	https://www.who.int/
海外留学生安全対策協議会出発前の準備・安全対策	https://www.jcsos.org/traveler

2 海外渡航・中止（延期）・帰国の判断基準

外務省の海外安全ホームページでは、「危険情報」としてその国・地域の治安情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものに加え、「感染症危険情報」として、危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報が紹介されています。対象地域ごとに4つのカテゴリーによる安全対策の目安が示されています。

本学では、海外への派遣留学・研修等の実施、中止、帰国等を判断する場合は、外務省の「海外危険情報」、「感染症危険情報」を参考にしながら判断することとしています。

●危険レベル1「十分注意してください」

当該国（地域）への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避

けるよう勧めるもの・・・本学の派遣留学・研修等は実施、継続する（注意喚起を行う）

●危険レベル2「不要不急の渡航は止めてください」

当該国（地域）への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を慎重に行い、渡航する場合には、十分な安全措置を講じることを勧めるもの・・・本学の派遣留学・研修等は、原則、延期若しくは中止するが、現地の状況、受入体制及び安全確保措置等を総合的に勘案の上、実施の可否を判断する。実施する場合には、参加者に対し十分な説明を行い、状況の変化により中止又は帰国措置を講ずることがある旨の同意を得る。

●危険レベル3「渡航は止めてください」（渡航中止勧告）

当該国（地域）への渡航は、どのような目的であれ中止を勧めるもの。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがある・・・本学の派遣留学・研修等は中止、途中帰国させる。

●危険レベル4「退避してください。渡航は止めてください」（退避勧告）

当該国（地域）に滞在している全ての日本人に対して、滞在地から安全な国・地域への退避（日本への帰国も含む）を勧告するもの。この状況では、新たな渡航は延期することが望まれる・・・本学の派遣留学・研修等は中止、途中帰国させる。

なお、感染症危険情報レベルに関しては、次の特例措置を設けています。

- ・本学の派遣留学・研修等の催行判断基準は維持し、感染症危険情報レベル2以上の発出国・地域への構成員（学生及び教職員のことをいう。以下同じ。）派遣については、原則、渡航中止とする。
- ・ただし、大学間交換留学協定に基づく留学プログラム等について、学生の安全確保及び感染防止に万全を期すための安全対策が確認できた場合は、感染症危険情報レベル2以上の発出国・地域への構成員派遣を特例措置として認めることとする。
- ・なお、特例措置による判断において学生を派遣する場合は、本学の「海外留学プログラム誓約書」に加え、「感染症の影響下における渡航についての誓約書」について保証人と連署の上、承諾することを条件とする。
- ・また、特例措置により派遣される構成員は、感染症対策に関する国・地域、地方公共団体その他関係機関の指示及び措置を遵守しなければならない。感染症の発生状況等により、検疫、防疫その他必要な措置が定められている場合は、渡航中及び帰国後を含め、これらの措置に従うものとする。

3 渡航前に確認・準備すること

次の事項に留意して事前に確認・準備しておきましょう。

（1）渡航先の安全情報を確認する

- ・外務省海外安全ホームページや在外公館等で、渡航先の治安、犯罪、テロ、自然災害等の最新情報を確認する。
 - ・厚生労働省検疫所（FORTH）等で感染症情報を確認し、必要な予防接種や感染予防対策を行う。
 - ・渡航先の政治・社会情勢、宗教、文化・習慣、法令、対日感情、アジア人に対する差別やヘイトクライムの状況などについて事前に理解しておく。
- （２）安全に行動するための心構え
- ・海外では犯罪やトラブルに巻き込まれる可能性が日本より高いことを認識し、自ら危険を招く行動を避ける。
 - ・目立つ服装や言動を控え、常に周囲の状況に注意し、冷静に行動する。
 - ・受入機関が実施する安全管理・危機管理に関する説明会やオリエンテーションには必ず参加する。
- （３）健康管理・感染症対策
- ・日本の薬と成分が異なる場合もあるため、常備薬を持参する。持病がある場合は、必要に応じて英文の診断書や病歴、薬剤証明書（処方薬）等を持参する。
 - ・現地の医療機関、相談窓口、検査機関、移動手段等を事前に確認する。
 - ・渡航先で定められている感染症対策や公衆衛生上のルールを理解し、これを遵守する。
- （４）在外公館への登録
- ・渡航先の在外公館の連絡先を確認する。事件・事故等に巻き込まれた場合、現地の在外公館に援護等を依頼することもある。
<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/dekiru-koto.pdf>
 - ・滞在期間が３か月以上の場合は「在留届」を提出する。登録しておくことで、最新の安全情報が受け取れる。また、在外公館の安否確認や緊急連絡がスムーズになる。
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>
 - ・滞在期間が３か月未満の場合は「たびレジ」に登録する。登録しておくことで、海外で重大な事件や大規模な事故・災害などが発生した場合、外務省が安否確認を行い、必要な支援をよりスムーズに受けることができる。
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>
- （５）海外旅行保険に加入する
- ・傷害・疾病・感染症等に十分対応できる海外旅行保険に加入する。受入機関が指定する保険への加入が必要な場合は、併せて加入する。
 - ・航空便の遅延・欠航・減便や旅程変更時の補償内容、免責事項、自己負担の有無についても事前に確認する。

- ・クレジットカード等に付帯されている保険では、利用条件、補償内容等に制限がある場合が多く、補償されないケースや、留学先が求める補償水準を満たさない可能性があるため、必ず海外旅行保険に加入すること。
- (6) 危機管理サポートサービスに登録する（ただし、留学等で海外に渡航する学生のみ）。
- ・本学が契約する危機管理サポートサービスについて、留学等で海外渡航する学生は加入が義務付けられている。渡航中に事故やトラブル、体調不良やケガ、乗り継ぎトラブル等が発生した際、年中無休 24 時間対応の緊急受付が利用できる。
- (7) 緊急時への備え
- ・緊急連絡先（家族、大学、旅行会社、保険会社、危機管理支援会社、在外公館、受入機関等）を携帯すること。
 - ・家族等と緊急時の連絡方法を確認し、渡航先、滞在先、現地連絡先及び日程を共有しておく。
 - ・日本時間の夜間・休日でも大学や緊急連絡先へ連絡できる方法を確認しておく。
 - ・パスポートの顔写真ページの写しを保管し、クレジットカード情報を家族と共有するなど、盗難・紛失時に備える。
- (8) 現地での生活・移動
- ・夜間（20 時以降）または早朝（5 時以前）に現地発着する航空便やバス・列車等による移動は可能な限り避ける。止むを得ず、夜間または早朝に到着する航空便を利用する場合には、到着空港にて信頼できる出迎え者の事前手配、空港内または周辺のセキュリティが整備されたホテルを事前に手配・確認のうえ宿泊し、翌日移動することを基本とする。
 - ・空港から宿泊先や受入機関までの移動方法を事前に確認し、安全な交通手段を利用する。非正規のタクシー等は利用しない。
 - ・滞在先は、渡航先地域の中でも治安の良い地域・場所を選び、セキュリティ及び管理体制の整備された安全な宿泊施設へ滞在する。
 - ・海外では、運転免許制度や交通ルール、保険制度が日本と異なり、日本の運転免許証では運転できない場合や、日本の自動車保険等が適用されない場合があるため、自動車やバイク、電動キックボード等を運転しない。
- (9) その他の注意事項
- ・米国への渡航について、SNS 等への投稿内容が、入国審査や査証（ビザ）審査に影響する場合があることを理解し、渡航前に自身の過去投稿を確認し、政治的に誤解を招く可能性のある投稿があれば、削除しておく。

第3 渡航中に留意すること（この項目は、外務省「安全な海外旅行のための心得5箇条」、「【広域情報】海外における写真・動画撮影およびSNS等への投稿に関する注意喚起」及び「注意喚起：スマートフォン盗難被害からの各種アプリ不正利用被害について」の記載を一部引用・編集しています。）

1 現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重すること

- ・渡航先ではその国・地域の法律に従って行動しなければなりません。各国・地域の法律は、その地にある宗教や文化等と密接に繋がっているため、日本では比較的軽い犯罪と見なされる行為であっても、国・地域によっては信じ難いほど重い犯罪となることもあります。渡航中は常に滞在国・地域の法律を守り、風俗や習慣に配慮した行動をとるよう心がけましょう。
- ・大麻を含む薬物について、近年、多くの国・地域が取締りを強化しており、死刑や終身刑を含めた厳罰を科している国・地域も珍しくありません。実際、日本人が旅行中に軽い気持ちで薬物に手を出し、または、知人からの依頼を断りきれず「運び屋」となったことで、その後の人生を台無しにするほどの重い刑罰を科せられた事例も発生しています。
- ・大麻は、一部の国・地域や州において合法とされている場合がありますが、現地で合法であっても、日本国の大麻取締法（国外犯処罰規定）に違反するため、好奇心や興味本位で決して手を出さないように十分注意してください。

2 危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えること

- ・安全と思われる国・地域でも特定の場所や時間帯では、危険な場合があります。事前に渡航先の犯罪多発地域をチェックしておき、そうした場所には昼間であっても立ち入らない・近づかないことが大切です。特に、夜間に単独・少人数で外出することは、場所を問わず控えましょう。

3 多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと

- ・路上や観光スポットで日本人をターゲットにしたスリや置き引きが各地で多発しています。外出時には多額の現金や貴重品は持ち歩かないよう、分散所持に心掛けましょう。また、外出中の『歩きスマホ』は、警戒心を鈍らせ、犯罪者にとって格好のターゲットにされてしまうため控えましょう。

4 スマートフォンや個人情報の管理を徹底すること

- ・スマートフォンの盗難・紛失後、端末内の銀行アプリや決済アプリ等が不正利用され、多額の被害につながる事例が発生しています。人混みでは暗証番号をのぞき見られるおそれがあるため、入力時は周囲に注意し、顔認証や指紋認証を活用しましょう。また、パスワードや口座情報等を端末内のメモに保存する

ことは避け、スマートフォンにはストラップを付けるなど盗難防止対策を心掛けてください。万が一に備え、遠隔ロックやデータ消去の設定方法、銀行・クレジットカード会社への緊急連絡先を事前に確認しておくことも重要です。

5 見知らぬ人を安易に信用しないこと

- ・見知らぬ人から自宅に誘われるほか、飴やクッキー、ジュースなどの飲食物をすすめられ、「睡眠薬強盗」の被害が起こった事例もあります。見知らぬ人から親しげに声をかけられても、安易に信用することは禁物です。その場ではっきりと断りましょう。

6 犯罪被害に遭ったら：命が一番大事

- ・海外では、犯罪の多くに凶器が使用されています。また、犯罪者はグループで犯行に及ぶことが多く、一見単独行動に見えても近くに仲間がいることがあります。万一、凶器（銃や刃物）を利用した強盗等に遭った際に、犯人の要求に抵抗し犯人を刺激すると、凶器による暴行を引き起こす可能性が高まるため、生命の安全を第一に考え、犯人の要求に抵抗しない態度を示すことが必要です。盗られたものはまた購入することができ、パスポートも再発行が可能ですので、生命を第一に考えて行動しましょう。

7 写真や動画撮影が禁止されているかどうか確認すること

- ・撮影禁止の主な例として、軍事施設や空港、駅、港湾、橋、国境地帯、政府関係施設、宗教施設、各国大使館の建物等があります。遠方からの撮影でも禁止されている施設が映り込む場合があり、撮影した対象が国家機密に触れた場合は重罪となり、治安当局に拘束される場合があります。また、SNS 等への投稿写真に写りこんでいた場合でも、治安当局に拘束される場合がありますので十分注意しましょう。

8 SNS 等での情報発信は慎重に行うこと

- ・渡航先の政治・宗教・社会問題に関する発言が現地で誤解を招いたり、反感を買ったりすることがあります。現地の法令や文化的背景は日本と異なるため、政治・宗教に関する話題への言及や拡散は慎重に行い、個人情報や所在地が特定される情報の投稿にも注意しましょう。

第4 危機発生時の対応（この項目は、外務省「海外安全虎の巻」の記載を一部引用・編集しています）

事件・事故等が発生した場合は、現地受入機関や危機管理会社等に緊急連絡し、その指示に従って慎重に行動してください。なお、自ら連絡できない場合は、知人や現

地滞在先の関係者に依頼してください。また、本学にも必ず連絡してください。曜日や時間帯によっては、危機管理サポートサービスや海外旅行保険の窓口で速やかに相談できる場合もありますので、適宜判断してください。

必要に応じて、在外公館へ連絡し、支援や助言を求めてください。

1 事例別対応

事例1 盗難や紛失に遭ったとき

- ・本学が契約する危機管理サポートサービスに加入している場合、同サービスに報告し、助言を受けましょう。
- ・現地の警察に被害の事実を届け出て、被害届の受理書（ポリスレポート）を受け取りましょう。この書類はパスポートの発給申請や保険請求などの際に必要になります。
- ・クレジットカードを紛失等した場合には、至急クレジットカード会社に連絡してください。
- ・パスポートを紛失等した場合は、在外公館において、①紛失等したパスポートを執行させる手続きと②新しいパスポートまたは「帰国のための渡航書」を発給申請する必要があります。所定の届出書/申請書のほか、写真や戸籍謄本等が必要です。

事例2 事件・事故に遭ったとき

- ・本学が契約する危機管理サポートサービスに加入している場合、同サービスに報告し、助言を受けましょう。
- ・被害やけがの状況により、現地の警察への届出や、現地での治療が必要になる場合があります。
- ・在外公館では被害の状況や要望に応じて、弁護士や通訳、医療機関の情報提供、自身で家族への連絡ができない場合の家族への連絡などの支援が受けられることがあります。

事例3 テロやクーデターに遭遇したとき

- ・本学が契約する危機管理サポートサービスに加入している場合、同サービスに報告し、助言を受けましょう。
- ・自宅やホテルなどにいる場合は、興味本位で状況を見る行動は絶対に避け、窓やカーテンを閉め、明かりを消すなどしてできるだけ安全な状態・場所で待機することを心がけてください。
- ・外出中に遭遇した場合は、決してパニックにならず、現場や群衆に近づかないようにしてください。早くその場を離れ、安全な場所に退避することが大切です。

安全な建物や商店などに避難し、安全を確認後最寄りの在外公館や日本の家族・大学に連絡してください。

2 危機発生時・緊急帰国時の行動ガイドライン

(1) 危機発生時

- ①大学・研修校・危機管理会社・在外公館などからの連絡を常を確認する。
- ②身の安全を最優先とし、安全な場所で待機する。現地当局や在外公館の避難指示等がある場合は、その指示に従って行動する。

(2) 大学等から帰国指示が出た場合

- ①航空券の手配：旅行会社と調整し、航空券の変更・手配を行う。帰国に必要な追加費用を確認する。
- ②保険会社への連絡：航空券変更費用や宿泊費等、帰国に伴う追加費用が補償対象となるか確認する。
- ③出発前の確認・空港への移動
 - ・パスポート、財布、携帯電話などの貴重品を必ず携行する。
 - ・変更後の航空券情報（便名・出発時刻・搭乗ターミナル等）を確認する。
 - ・研修校や在外公館等の指示に従い、安全が確認されたルートで空港へ移動する。

(3) 帰国当日

- ・搭乗手続きが完了したら、大学および危機管理会社へ搭乗予定便を報告する。
- ・日本到着後は、速やかに大学および保証人へ帰国したことを連絡する。

【個人渡航の場合】

危機発生時は、現地当局・在外公館・航空会社・保険会社等から情報を収集し、原則として、自身で航空券の変更・帰国手配などの対応を行ってください。

第5 緊急連絡先

1 大学が指定する緊急連絡先

連絡先	電話番号等	備考
県立広島大学 国際交流センター	082-251-9607	平日 8:30～18:00 長期休業中は平日 8:30～17:15 上記以外の時間帯は防災センター に電話がつながります。
日本アイラック 安心サポート デスク (24 時間対応)	専用アプリ通話 国際フリーダイヤル 国際コレクトコール で連絡可能 (加入対象者には別途資料提供予定)	出発後、事故や自然災害、盗難、 体調不良やケガ、乗り継ぎトラブ ルなど相談可能
東京海上日動 総合サポート デスク (24 時間対応)	次の 3 つの方法： LINE（右の QR コードにある「安心ガ イドブック」連絡先掲示 (発信者負担) +81-3-6758-2460 (受信者負担) 現地の国際電話局にダ イヤル後、次の番号でコレクトコールを申込 む +81-3-6758-2460	最寄りの病院紹介、病人・けが人 の移送手配、保険金請求方法等 相談 

2 渡航者ごとに確認・記入する緊急連絡先（各自で調べて記入すること）

連絡先	電話番号
渡航先の最寄の在外公館	
現地の警察	
現地の救急	
現地の消防	
クレジットカード会社	
旅行会社	
渡航先施設（留学先大学等）の連絡先	
滞在場所の連絡先	

第6 チェックリスト

海外渡航に向けた準備として、次のチェックリストで必要事項を確認してください。

- ☐ 1 大学に海外渡航届を提出しましたか。
- ☐ 2 海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）を確認しましたか。
- ☐ 3 厚生労働省検疫所ホームページ FORTH 等で感染症情報を確認し、必要な予防接種や感染予防対策を行いましたか。
- ☐ 4 大学が主催する危機管理に関する説明会等に参加しましたか。
- ☐ 5 常備薬を持ち込む場合は英語の説明書を用意しましたか。
- ☐ 6 「在留届（海外滞在が3か月以上）」または「たびレジ（海外滞在が3か月未満）」の登録をしましたか。
- ☐ 7 海外旅行保険に加入しましたか。
- ☐ 8 （該当者のみ）危機管理サポートサービスに登録しましたか。
- ☐ 9 日本時間の夜間・休日でも緊急連絡先へ連絡できる方法を確認しましたか。